京都市外国籍市民施策懇話会
ニュースレター　No.30

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

2007（平成19）年度第2回会議開催

＜日時＞2007（平成19）年8月10日（金）午後2時から5時まで

＜場所＞京都市国際交流会館

＜議題＞京都市国際化推進プラン（仮称）に対する意見について

京都市では，平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」を策定し，すべての市民が国籍や文化の違いを超えて，お互いを理解し，尊重し合う「多文化共生社会」を実現するため，様々な施策に取り組んできました。

本年度をもって大綱策定から10年が経過しますが，近年，新たに市内に定住する外国人の増加に伴って，言葉や文化などの相違に起因する地域における孤立の問題や，教育現場での言葉の問題など，様々な問題が生じるようになってきており，本市の外国籍市民を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような変化に適切に対応するため，京都市では現在，今後の国際化推進の基本的指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」の策定を進めています。

このプランの策定に際して，懇話会からも意見を提出することとなりました。今回の会議では，新しいプランの中で考慮すべきことや，対応するべき取組などについて，活発な議論が交わされました。

各委員から様々な意見が発表されました。

◆外国人も同じ京都市民であるという認識が一般に浸透していないので,市民に対してもっと啓発をするべきだ。

◆日本国籍取得者の増加や,日本人との国際結婚により生まれた子どもの増加などによって,外国にルーツを持つが国籍上は日本人である人々が増えてきており,そういった人々も含めて外国人施策を検討するべきだ。

◆新しいプランでは,「多文化共生」という言葉を前面に打ち出してほしい。例えば,国際化推進室を多文化共生推進室に,国際交流会館を多文化共生国際交流会館に,名称変更することを検討してはどうか。

◆日本の植民地政策の結果,日本に住むこととなった在日韓国・朝鮮人と,戦後新たに来日した外国籍市民では置かれる状況が異なるので,その歴史的経過や抱える問題の違いを正しく認識し,それぞれに合った施策を行っていくべきだ。

◆平成4年に策定された「京都市立学校外国人教育方針」の改定が必要だ。現行の外国人教育方針は,在日韓国・朝鮮人の問題を中心に扱っているが,新たに来日した児童への教育に関する取組も含めた外国人教育方針にする必要がある。

◆市立学校と民族学校の交流は,スポーツ交流などの段階で留まっている状況なので,もっと充実させるべきである。

◆在日韓国・朝鮮人の子どもが,自らのアイデンティティの問題にぶつかったときに自己肯定できるようにするためにも,民族教育が必要である。

◆新たに来日した外国人について,日本語学習機会の保障に加えて,母語教育,あるいは継承語(親から受け継いだ言葉)教育についても保障されなければならない。

◆学校現場において,外国の文化や言葉などについて理解を深める「国際理解教育担当」と,在日韓国・朝鮮人の問題などについて扱う「外国人教育担当」の間でもっと交流・連携を深めるべきである。

◆新しいプランでは,国際人権規約や子どもの権利条約,人種差別撤廃条約など,外国人の人権について規定した国際条約の理念を市の施策に生かしていくことを明らか

にするべきである。

◆地方参政権の付与や,地方公務員の国籍要件の更なる緩和,外国籍市民が審議会の委員に就任できることの周知の徹底など,外国籍市民の地方自治への参加を一層進めるべきである。

◆外国籍市民には選挙権がないが,一度,外国籍市民が参加する模擬選挙のようなものをしてみたらよいと思う。そうすれば,議員は外国籍市民を対象にした施策を考え出すだろうし,外国籍市民の日本の政治に対する関心も高まると思う。

◆国際化の推進体制について,どこが担い手となってどういう形で進めていくのか,行政の各セクションやNPO,大学,企業等,それぞれが果たすべき役割を明確にし,その連携やネットワークを強化していかなければならない。

◆母国の文化や言葉を紹介する「多文化共生大使」を作ったり,京都に長く住み,生活に慣れた外国人が,新たに来日した外国人をサポートするボランティアバンクを設置したりして,外国籍市民をもっと活用してほしい。

◆京都の場合,新たに来日した外国人の教育やサポートをボランティアに頼っているが,ボランティアだからできるものと,有償で行うべきものとをはっきりと区別して取り組んでいかなければならない。

◆新たに来日した外国人に対して,日本の社会制度や慣習など,生活に関わる情報を提供する講座を行ってほしい。

◆留学生の増加に伴って,留学生の住居を増やしていくと同時に,地域の人たちと交流できる場所に作っていく必要がある。

今回の懇話会で委員の方々から出された様々な意見は,懇話会を代表して水野直樹座長が,9月5日(水)に行われた,京都市国際化推進プラン(仮称)策定委員会多文化共生部会第2回会議において報告されました。

10月2日から外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業が始まりました

外国籍市民等が,行政窓口で意思疎通ができない場合や,行政サービスの利用・手続等について問い合わせをしたい場合に,本市の行政に関する知識を有し,英語や中国語が話せる者が,電話で通訳・相談を行います。

1 対応言語と対応日時

(1)英　語　毎週火・木曜日 10:00～16:00

(2)中国語　毎週水・金曜日 10:00～16:00

(ただし,祝日,年末年始及びそれ以外の京都市国際交流会館の休館日を除きます。)

2 専用電話番号

075−752−1166(京都市国際交流会館内)

3 利用料

無料

(外国籍市民等の方が自分で電話をかける場合,通話料は各自で負担していただきます。)

4 利用方法

(1)外国籍市民等の方が,区役所・事業所等の窓口に来庁し,職員と十分に意思疎通が図れない場合は,職員が専用電話に電話をかけ,通訳・相談員を介して手続を進めます。

(2)外国籍市民等の方が,行政サービスの利用や手続に関して問い合わせをしたい場合は,外国籍市民等の方が直接専用電話番号に電話していただき,通訳・相談員が対応します。

事業についてのお問い合わせは,国際交流協会075−752−3511まで。

●事務局からのお知らせ●

本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら,下記までお寄せください。

(懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。)

また,懇話会ニュースレターのバックナンバーを御希望の方は,下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総務局国際化推進室

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

ホームページ:http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/　Eメール:kokusai@city.kyoto.jp

京都市印刷物第194346号